

高等学校教諭の実習免許状を取得したい方 (高等学校教諭の方の実習の専修免許状)

免許状の種類

○ 高等学校教諭の実習の専修免許状

根拠規定

○ 免許法別表第5

取得方法

- 高等学校教諭の実習の1種免許状を有する方が、実習を担当する教員としての実務年数と必要な単位を修得し、高等学校教諭の実習の専修免許状を取得する方法は、〈表33〉のとおりです。

〈表 3 3 〉

取得しようとする免許状		高等学校教諭専修免許状
		看護実習・家庭実習・情報実習 農業実習・工業実習・商業実習 水産実習・福祉実習・商船実習
所要資格	基礎資格	高等学校教諭1種免許状(実習)を取得した後に、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)において当該実習を担当する教員としての実務経験を3年以上有すること。
	有することが必要な免許状	高等学校教諭1種免許状
	在職年数	3年
	大学が独自に設定する科目 最低修得単位数	15単位

(注)

- 1 実務年数は、高等学校教諭1種免許状(実習)を取得した後の、当該教科の実習を担当した実務に限ります。
- 2 修得すべき科目の単位は、大学院、大学の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程で修得してください。
- 3 「教科及び教科の指導法に関する科目」を修得する場合は、取得しようとする免許の教科に限ります。